第十二条第一項第二号中「次号ロ」の下に「又はハ(イ)」を加え、同項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとすること。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ)　屋内消火栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ)　消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十二条第一項第六号イ及び第七号ホ中「屋内消火栓の」を「屋内消火栓設備の」に改め、同号ヘ(ロ)中「延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること」を「前条各号の基準に適合するように設けること」に改め、同条第二項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条に次の一項を加える。

3　令第十一条第三項第二号ロに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第一項(第六号ヘ並びに第七号ハ(イ)及びヘを除く。)及び前項(第二号から第五号までを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとすること。

二　ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

第十三条の六第三項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとすること。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ)　補助散水栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ)　消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十三条の六第三項第五号中「に設けること」を「又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとすること」に改め、同項第六号中「延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること」を「第十一条の二各号の基準に適合するように設けること」に改め、同項第七号中「補助散水栓」の下に「及び放水に必要な器具」を加える。

第十四条第一項第十一号中「第十二条第二項第四号、第五号若しくは第六号ロ」を「第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロ」に改める。

第十八条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　移動式の泡消火設備の消防用ホースは、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　屋外消火栓設備の放水用器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二条第十号ニ中「屋外消火栓」を「屋外消火栓設備」に改める。

第二十四条の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項第五号中「設ける漏電火災警報器は、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は、」を「漏電火災警報器を設ける場合にあつては、その作動と連動して電流の遮断を行う装置を」に改め、同項を同条とする。

第三十一条第六号ロ中「二本以上とすること」を「二本以上とするほか、消防庁長官の定める基準に適合するものであること」に改める。

第三十一条の二の二第一号中「百五十メガヘルツ帯又は消防長若しくは」を「消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長又は」に改める。

第三十四条の四中「第三十七条第七号の二」を「第三十七条第五号」に改める。

別表第二中消防用ホース及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器	完成品	七個	二十個
	電源変圧器	三個	

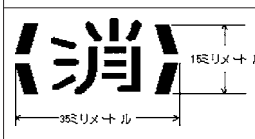
別表第二備考中「漏電火災警報器の変流器若しくは受信機」を「住宅用防災警報器」に改める。

別表第三中「漏電火災警報器の変流器又は受信機」を削り、消防用ホース及び結合金具の項を削り、

同表中

「流水検知装置　一斉開放弁」を「流水検知装置　一斉開放弁　住宅用防災警報器」に改める。

別表第四中動力消防ポンプの項の次に次のように加える。

消防用ホース		
結合金具		
エアゾール式簡易消火具 漏電火災警報器の変流器又は受信機	